

運 営 規 程

(ユニット型)

社会福祉法人 清光園

清光園短期入所生活介護事業所

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人清光園が開設するユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護サービス（以下、「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員及び看護職員、栄養士、機能訓練指導員、及び調理員その他の職員（以下「短期入所生活介護従業者」）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態」という。）にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の短期入所生活介護従事者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るように努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるような必要な援助に努めるものとする。
- 3 利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用中も利用前の生活と連続したものになるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営めるよう支援する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 清光園ユニット型指定短期入所生活介護事業所
- 2 所在地 夕張市南清水沢1丁目55番地1（特別養護老人ホーム清光園内）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、事業所職員の管理及び業務管理を一元的に行うとともに従業者には事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- （2）医師 1名（嘱託医師1名）

利用者の診療及び事業所の保健衛生の管理指導に関する業務を行う。

- （3）生活相談員 2名以上（常勤1名以上）

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

その他、関係機関との連携及び地域支援に関する業務を行う。

- （4）介護職員 35名以上

利用者の自律支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な知識と技術をもって必要な援助を行なう。

- (5) 看護職員 3名以上（常勤1名以上）

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、事業所の保健衛生に関する業務、また、医療機関等との連携を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1名（常勤）

調理担当者等に対する管理、指導、利用者に対する栄養指導等を行う。

- (8) 介護支援専門員 2名以上

適正なサービスを受ける為の短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）（以下、「短期入所生活介護計画」）の作成を行う。

（勤務体制の確保等）

第5条 事業所は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、従業員の体制を定める。

2 利用者に対する指定サービスの提供は、事業所の従業員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、従業員の資質向上のための研修の機会を設ける。その際、事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時新人研修 採用後3か月以内

- (2) 職員研修 年間研修スケジュールにより実施

4 事業所は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（利用定員等）

第6条 特別養護老人ホーム清光園の併設型・空床型ユニット型利用とし、併設型における利用定員は5名とする。

（ユニットの数及び利用定員）

第7条 併設型の利用については、1ユニットにて利用する。

2 ユニットの名称及び定員は次の通りとする。

末 広（5名）

（通常の事業実施地域等）

第8条 通常の事業の実施地域は夕張市内とする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第9条 事業所は、指定サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(サービスの内容)

第10条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

(利用料等)

第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、その一割とする。ただし、介護保険負担割合証による。

2 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。(別表1参照)

- | | | |
|--------------------|-----|------------------|
| (1) 居 住 費 | 1 日 | 2, 0 6 6 円 (基準額) |
| (2) 食 費 | 1 日 | 1, 4 4 5 円 (基準額) |
| 食費内訳 | 朝食 | 4 1 9 円 |
| | 昼食 | 5 2 0 円 |
| | 夕食 | 5 0 6 円 |
| (3) 複 写 物 | 1 枚 | 1 0 円 |
| (4) 利用者が選定する特別食の費用 | | 実費 |
| (5) レクリエーション・教養娯楽費 | | 実費 |
| (6) 貸出テレビの電気代 | | 3 0 円 |

4 居住費・食費については、介護保険負担段階認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族等に対してサービスの内容・費用について説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払を受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(受給資格等の確認)

第13条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(要介護認定に係る援助)

第14条 事業所は、指定サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請中か否かを確認し、申請が行われていない場合には、その利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業者は、事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、利用申込者の居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定サービス事業者等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるとする。

(指定サービスの開始及び終了)

第16条 事業所は、利用者の心身の状況により又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により若しくは利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、指定サービスを提供するものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業所等と密接な連携により、指定サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第17条 サービス提供を開始するに当たり、利用者は次に掲げる行為を行わないよう留意しなければならない。

(1) 喫煙・飲酒

- ・管理者が定めた場所と時間以外で、喫煙又は飲酒すること。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (3) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いること。

(サービスの提供の記録)

- 第18条 事業所は、指定サービスを提供した際には、その提供日及び内容、費用の額、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれを準ずる書面に記録するものとする。
- 2 事業所は、指定サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第19条 短期入所生活介護従事者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者から定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

- 第20条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を作成する。
- 2 非常災害に備え、地域住民や関係機関等を交え、少なくとも6か月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第22条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

（事故発生時の対応）

第23条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（身体的拘束等）

第24条 事業所の従事者は、指定サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 1 事業所の従事者は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 2 事業所は、身体的拘束等適正化検討委員会を3か月に1回以上開催し、利用者に対する身体的拘束等の適正化を図る。
- 3 事業所は、身体的拘束等適正化検討委員会の取り組みを介護に携わる全ての職員に周知する。
- 4 事業所は、介護に携わる全ての職員に対し、身体的拘束等適正化のための研修を以下のとおり実施する。
 - (1) 年2回以上、内部研修を実施。
 - (2) 新規採用時に実施。
 - (3) その他外部研修等、必要な研修を実施。

（虐待の防止）

第25条 事業所は、虐待発生の防止に向け、次の各号に定める事項を実施するものとする。また、事業所は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を定める。

- (1) 事業所は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は委員会の長とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関

係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第26条 事業所は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。

(秘密保持等)

第27条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 退職者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情対応)

第28条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会に調査の協力をすると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第29条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録の整備)

第30条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その終了の日から2年間保存する。

(掲示)

第31条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 苦情処理に関する説明を掲示する。

- 3 個人情報保護に関する利用目的を掲示する。
- 4 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(サービスの取り扱い方針)

第32条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第33条に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うこと

により、利用者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 事業所の従事者は、指定サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 事業所の従事者は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(サービス計画の作成)

第33条 事業所の管理者は、介護支援専門員に短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、利用者の能力、在宅生活環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者の家族等の希望、把握した課題に基づき短期入所生活介護計画の原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の原案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の職員と連携を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、短期入所生活介護計画の変更を行う。

(介護)

第34条 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭する。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 3 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
- 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 5 常時1人以上の常勤職員を介護に従事させる。

6 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第35条 食事の提供は、栄養、利用者の心身状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で行う。

2 食事の開始時間はおおむね次の時間とする。

(1) 朝食 8時00分～

(2) 昼食 12時00分～

(3) 夕食 18時00分～

(相談及び援助)

第36条 利用者又はその家族等に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第37条 教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためにレクリエーション等の機会を設ける。

2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族等が行うことが困難な場合は、その同意を得て代行する。

3 常に利用者の家族等との連携を図り、利用者と家族等の交流の機会を確保する。

(機能訓練)

第38条 利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第39条 事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のため適切な措置をとる。

(衛生保持)

第40条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業者に協力する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第41条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

2 居宅介護支援事業者又はその従事者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

(会計の区分)

第42条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(その他)

第43条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清光園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

清光園 短期入所生活介護事業所 料金表

■介護（予防）サービス費（1割負担の場合の自己負担額）…①

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円

■介護保険加算項目（1割負担の場合の自己負担額）

夜勤職員配置加算※ ¹	18円	夜勤職員配置減算	①×97%
サービス提供加算Ⅱ	18円	入所定員超過減算又は人員基準欠如減算	①×70%
看護体制加算Ⅱ	8円	ユニットケア体制未整備減算	①×97%
機能訓練体制加算	12円	身体拘束廃止未実施減算	①×-1%
送迎加算（1回）	184円	高齢者虐待防止措置未実施減算	①×-1%
療養食加算（1食）	8円	業務継続計画未策定減算	①×-1%
若年性認知症利用者受入加算※ ²	120円	長期利用者に対する減算※ ⁴	-30円
短期生活認知症緊急対応加算	200円	31日目以降の基本サービス費※ ⁵	
緊急短期入所受入加算※ ¹	90円		要支援 1 503円
看取り連携体制加算	64円		要支援 2 623円
口腔連携強化加算（月）	50円	61日目以降の基本サービス費※ ⁶	
生産性向上推進体制加算Ⅰ（月）	100円		要介護 1 670円
生産性向上推進体制加算Ⅱ（月）	10円		要介護 2 740円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※ ³	14.0%		要介護 3 815円
			要介護 4 886円
			要介護 5 955円

※¹介護サービス利用時のみ算定 ※²65歳の誕生日の前々日まで算定※³（介護サービス費＋要件を満たし算定された項目）×各算定率※⁴介護サービス利用時のみ算定。連続して30日を超えて利用する場合、連続30日を超えた日から60日目まで減算の対象となります。自費利用日を除く。※⁵※⁶自費利用日を除く。

■介護サービス費以外の料金

負担段階	食費	居住費
第4段階	1,445円	2,066円
第3段階②	1,300円	1,370円
第3段階①	1,000円	1,370円
第2段階	600円	880円
第1段階	300円	880円

貴重品管理費	30円
複写物	10円
入居者が選定する特別食の費用	実費
レクリエーション・教養娯楽費	実費
貸出テレビの電気代	30円

※食費内訳…朝食：419円 昼食：520円 夕食：506円